

(写)

30 文資リ第 345 号

平成 31 年 3 月 20 日

文京区リサイクル清掃審議会会長 殿

文京区長 成 澤 廣 修

文京区一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月文京区条例第 43 号）第 7 条に基づき、下記事項について文京区リサイクル清掃審議会に諮問します。

記

文京区一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について

諮問の趣旨

モノ・プラン文京は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、文京区における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にし、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に示した計画である。

計画期間は平成23年度から32年度までの10年間であるが、社会・経済情勢等の変化を考慮するとともに、国の第三次循環型社会形成推進基本計画において2R（リデュース、リユース）が優先すべき課題として打ち出されたことを受け、計画の進捗状況を管理するための指標の見直し等を、中間年度である27年度に実施している。

本計画は、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組を優先的に進めることで、適正な循環が保たれた文京区版循環型社会である「モノ配慮社会」の実現を基本理念として策定されている。

一方、国は、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね 2025 年までに国が講ずべき施策を示している。

また、近年プラスチックごみによる海洋汚染問題が世界的に認識され、昨年からは国や都においてもプラスチック対策を検討する審議会や委員会において議論を重ねているところである。今後、今以上に使い捨てプラスチック製品の削減や再利用、リサイクルがより一層重要になってくることが予測される。

このように、廃棄物リサイクル行政を取り巻く環境は刻一刻と変化し、複雑化・高度化した課題に対し、区として今後どのように対応していくべきか、本区の廃棄物リサイクル行政の新たな方向性を早期に明らかにしなければならない。

このため、文京区の地域特性を考慮しつつ、本区の廃棄物リサイクル行政を取り巻く状況や課題を把握した上で、これ

まで取り組んできた事業を基盤としつつ、具体的で実効性のある施策を盛り込んだ、将来を展望する計画が必要であるため、「モノ・プラン文京」の改定について、文京区リサイクル清掃審議会に諮問するものである。